

国際学生（留学生）支援拡充についてのご願い（請願）

【ご意見・ご要望】(投稿日:2026 年 7 月 3 日)

国際学生(留学生)支援拡充として学内において以下の施策実施をご検討頂けないかと存じております。

1. 京都大学国際交流会館レジデンス・アテンダント(以下 RA と略記)に日本在住の長い留学生も応募可能なように、外国人留学生の RA 就任を禁止している京都大学国際交流会館規程第 5 条の 2 の 2 をご変更頂けないでしょうか。

→私は学内の相談窓口で TA として勤務した経験がありますが、日本語がまだ上手でなく、来日直後で不安そうな日本語を母語としない利用者の方に、英語、日本語に加え、その方の母語が流暢な留学生の院生の方が母語で対応されると、利用者の方は本当に喜ばれます。また、私のような日本人 TA や、窓口のスタッフの方々も、とても助かっています。

このような経緯で、国際交流会館 RA を、こうした滞日期間の長い、英語、日本語の流暢な留学生の方々にもお願いしてはいかがだろうか、と僭越ながら考えた次第です。

先述の通り、滞日期間の長い留学生の方々は、日本の様々な文化、マナー、習慣、制度になじんでいらっしゃるの、来日直後の留学生と、日本社会の橋渡しとして活躍して下さるよう存じます。

また、来日直後の留学生が抱えている困難、不安を共有し、的確なアドバイス、サポートをして下さるのではないかと愚考いたします。

例えば、ゴミの分別はよく問題になりますが、「化粧品のびん」(「燃えないゴミ」として分別)と「食料品の瓶」(「びん」として分別)、「割れた瓶」(「われもの」として分別)の違いなど、日本人にとってもわかりにくいルールを滞日期間の長い留学生の方々には生活の中で把握されており、的確なアドバイスをしてくださるものと思います。日本社会は住んでみないとわからない、様々な明文化されないルール、規則がありますが、滞日期間の長い留学生の方々には生活の中での的確に把握され、日々過ごしておられます。

そして、そうした経験に基づき、日本人 RA では気付かないようなアドバイスを、ある種のピアサポートとして、来日直後の留学生にしてくださるものと思います。

例えば、外国人でも口座を開きやすい銀行について、国民健康保険の制度について、1 年間の国際交流会館居住期間が終わった後の住居について、在留資格のこと、日本語が不自由でも受け入れてくれる病院のこと、どのように日本社会で振る舞えば良いか…etc.など、日本人 RA が気付きにくい様々なアドバイスをしてくださるものと思います。

上記の理由により、「レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の

課程に在学する学生であって、外国人留学生ではないもののうちから、国際交流担当の理事が任命する」という京都大学国際交流会館規程第 5 条の 2 の 2 を「レジデント・アシスタントは、本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する学生から、国際交流担当の理事が任命する」と改め、長期間日本に滞在し、日本語の意思疎通に問題の無い外国人留学生の RA 就任を認めて頂けないでしょうか。日本語の意思疎通能力については RA 採用時の面接や書類審査時の日本語能力試験のスコア提出で判断すれば問題ないものと愚考いたします。

2. 留学生の生活上の困りごとについてピアサポートの窓口を作り、そこに日本在住の長い留学生を相談員として配置し、OA として雇用頂けないでしょうか。

→留学生は、先述の通り、在留資格の更新を始めとして様々な困難、悩みを抱えていらっしゃる場合があります。母語でも意思疎通が可能で、日本留学経験の長い学生に相談できれば、安心感も大きいものと思います。また、日本留学経験の長い学生にとっても安全でやりがいのあるアルバイトとなることと思います。

3. 博士後期課程在学 5 年目、6 年目の在学についても授業料減免の対象として頂けないでしょうか。

→留学生は在留資格の都合上、日本人学生と異なり、休学が事実上出来ません。このため、時間を掛けて長大で重厚な論文を執筆する必要がある分野の博士後期課程学生は、日本人学生と異なり、博士後期課程在学 5 年目、6 年目に休学するという選択を取ることが困難です。しかし、大学を満期退学すると在留資格を満たすことが困難になるという問題も留学生は抱えています。このため、現在、「長大な論文執筆」を理由として博士後期課程在学 4 年目に限り認められている授業料免除申請を、博士後期課程在学 5 年目、6 年目についても認めるようにご検討頂けないでしょうか。

4. 博士後期課程単位認定退学した留学生に対して、積極的に研究員としての身分を付与して頂けないでしょうか。

→先述の通り、博士後期課程単位認定退学すると、留学生は在留資格の更新が困難になります。研究員として身分があると在留資格の更新が認められやすくなり、日本で研究を続けることが可能になります。博士後期課程単位認定退学まで在学する留学生は日本留学経験も長く、研究業績も多く、日本と留学生の出身国をつなぐ貴重な存在であり、かつ、日本の研究業績を底上げしてくれる存在でもあります。どうかご検討の程よろしく申し上げます。

5. 留学生が抱える困難について聞き取り調査、アンケート等を行って頂けないでしょうか

→私はあくまで日本人学生であり、目の行き届いていない部分も多いと思います。そ

のため、大学として留学生が抱える困難について聞き取り調査、アンケート等を行って頂けないでしょうか。困りごとを抱えながら声を上げられず人知れず困っている留学生も多いと思います。留学生が過ごしやすい大学は、様々な困難を抱える日本人学生にとっても過ごしやすい大学になるものと愚考いたします。まずは、そのためにも留学生に対する聞き取り調査、アンケート等の実施を何卒よろしくお願いします。

【回答】(回答日:2026 年 10 月 6 日)

(回答部署:国際サポートセンター)

1. 京都大学国際交流会館レジデンス・アテンダント(以下 RA と略記)に日本在住の長い留学生も応募可能のように、外国人留学生の RA 就任を禁止している京都大学国際交流会館規程第 5 条の 2 の 2 をご変更頂けないでしょうか。

→貴重なご意見をありがとうございます。今後必要に応じて頂いたご意見も検討を行う際の参考にさせていただきたいと思います。

(回答部署:国際教育交流課)

2. 留学生の生活上の困りごとについてピアサポートの窓口を作り、そこに日本在住の長い留学生を相談員として配置し、OA として雇用頂けないでしょうか。

→学務部国際教育交流課では、事務室前のテーブルスペースにて、学生オフィスアシスタント(OA)を配置し、日本の生活について質問がある留学生や、海外留学に関心のある方に対し、相談を受け付けております。本 OA については、応募条件を満たす方であれば、留学生の応募が可能です。

(回答部署:奨学掛)

3. 博士後期課程在学 5 年目、6 年目の在学についても授業料減免の対象として頂けないでしょうか。

→貴重なご意見ありがとうございます。

本学独自の授業料減免除制度は限られた予算をもとに実施しており、支援をうける機会の公平・平等の観点から、出願資格に制限を設けており、「特別な理由無く、最短修業年限を越えて在学している者」もその一つとなります。一方で、様々な理由・事情により最短修業年限を越えて在学している学生も存在していることから、その事情を勘案するために一定のルールを設けて申請を認めており、それが「入学料免除(徴収猶予)・授業料免除 出願のしおり」の「(3)最短修業年限を越えて在学している者・留年している者等の取扱いについて」で記載しているところとなります。そのなかで、ご意見を頂いている論文作成による理由としては、特別な理由としては最短修業年限の超過期間を1年としているところです。ご理解のほど、よろしくお願いいたします

ます。

なお、頂きましたご意見につきましては、今後の授業料免除制度を改正する際の貴重なご意見として参考とさせていただきます。

(回答部署:研究推進本部)

4. 博士後期課程単位認定退学した留学生に対して、積極的に研究員としての身分を付与して頂けないでしょうか。

→ 本学としては、若手研究者の採用拡充に向けて様々な施策を検討しているところです。既存の事業の一例として、「白眉プロジェクト」がございますが、今後、新たな事業も展開していく予定です。関連情報は、総合研究推進本部のホームページをチェックいただければと思います。

(回答部署:国際サポートセンター)

5. 留学生が抱える困難について聞き取り調査、アンケート等を行って頂けないでしょうか

→ ご意見ありがとうございます。アンケート等は必要に応じて実施してきましたが、頂いたご意見も検討を行う際の参考にさせていただきたいと思います。